

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 下水道について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>下水道工事に伴う「公共ます設置申請書」の提出が求められ、既に一部の家庭には公共ますが設置されている状況です。</p> <p>① 下水道の引き込みは強制なのでしょうか。</p> <p>② 転入時に下水道分担金の説明はされないのでしょうか。</p> <p>③ 公共ます未設置家庭への設置時期や設置負担金の請求時期、下水道供用開始時期など各家庭が下水道利用開始に向けた準備を進めるために下水道に関する情報を定期的に提供することはできないのでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名 : 下水道課</p> <p>① 下水道の接続は強制ではありません。しかしながら、下水道法では、下水道が使える区域（以下「供用開始区域」といいます。）になると、その区域内の土地所有者、使用者又は占有者は次のことが義務付けられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造する。・し尿浄化槽は廃止し、下水道に接続する。・生活雑排水を側溝等に流している場合は、速やかに排水設備を設置し、下水道に接続する。 <p>生活雑排水が側溝を通じて、川や海に流れ、「悪臭」や「汚染」などの問題となっております。本町でも美しい自然環境を守り、快適な生活環境を目指して、下水道の未接続解消に取り組んでおります。皆様のご理解と下水道への早期接続をお願いします。</p> <p>② 下水道分担金は下水道が使えるようになった区域（供用開始区域）にある土地を「賦課対象区域」として定め、供用開始された翌年度にこの分担金の納付についてご案内しております。</p> <p>なお、転入された方においては、既に供用開始になっており分担金を納めている場合や納めていない場合、将来供用開始となる場合、下水道区域外の場合など様々なケースがありますので、下水道課までお問い合わせをお願いします。</p> <p>③ 供用開始区域になると、町の広報やホームページ、関係庁舎での公示にて、供用開始がされたことをその都度お知らせしております。</p> <p>また、供用開始区域となった土地所有者の方には供用開始となった翌年度に下水道受益者分担金の納付のご案内と合わせて、供用開始区域となったことを文書でお知らせしております。</p>

ご要望にあります定期的な情報提供につきましては、その年度の工事範囲等を広報やホームページにてお知らせできるよう心掛けてまいります。各ご家庭への事業の詳細なスケジュールにつきましては、工事時期、現場条件、通行規制など様々な状況により、供用開始区域となる時期が異なるため、個別に下水道課までお問い合わせをいただきますようお願いいたします。

なお、工事の施工につきましては、着工前に関係する自治会の皆様方に、工事範囲や工事の期間などを回覧にてお知らせしております。

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 自治会運営について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>今後の自治会活動の方向性を検討すべきではないか。どこの自治会も世帯が減少しているため活動が衰退している本町としてどうするか検討する時期にきているのではないか。 ごみ減量化推進員や道路委員などの役目を自治会から切り離す、町広報等の文書を各家庭に郵送するなど、少しでも自治会の負担を軽減する対策をお願いする。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名： 政策企画課、総務課、久賀総合支所</p> <p>（自治会活動について）</p> <p>各自治会におかれましては、町から住民への情報伝達や情報窓口としての役割を果たしていただくなど、町と住民とのパイプ役として各地区に根ざしたきめ細かな対応をいただいております。</p> <p>本町では、少子高齢化や人口減少の進行、地域や産業の担い手不足など人と人とのつながりが薄れコミュニティ機能の低下に伴い、小規模な自治会が多くなってきております。本来の活動が十分に行えず、集落機能の維持が難しくなり、活動に支障をきたしている自治会があるのではないかと考えられます。</p> <p>今後の自治会活動の方向性を検討すべきではないかとのことでございますが、自治会や自治会内の行政区は、住民にとって最も身近な行政単位であり、その規模も多様で、各地域の実情にあった独自の取組や活動をされており、町の一存で一方向的に活動の方向性を決めていくものではないと考えております。</p> <p>自治会そのものは任意の団体であり、安心・安全で住み良い地域社会にするための活動を行う組織となっております。また、自治会は地域交流の要であり、住民の皆様の協力で成り立ち行っていくもので、防犯・防災対策の面からもなくてはならない組織となっております。</p> <p>自治会ごとにさまざまな課題を抱えており、その歴史や特色も異なり、時代によって自治会のあり方は変化していくものと考えます。新型コロナウイルス感染症による影響もございますが、これからは自治会の活動も縮小せざるを得ない現状にあると思われまますので、各自治会において組織や行事等の活動内容を必要最低限に見直し、可能な範囲で柔軟に活動を行っていくことが必要であると考えております。</p> <p>（行政連絡員について）</p> <p>行政連絡員は、周防大島町行政連絡員設置規定に基づき、地域住民の自治会組織との連</p>

携を密にし、町行政の民主的・効率的な運営を図るため、各自治会等において選任された方に町長が委嘱しているもので、久賀地区45行政区、大島地区109行政区、東和地区88行政区、橘地区52行政区の計294行政区で約8,000世帯への文書配布や回覧等をお願いしております。

少子高齢化、人口減少の進む本町におきまして、行政連絡員の皆様には月1回の配布業務や臨時的な配布業務など、大変ご負担をお掛けしておりますが、行政連絡員は各行政区の代表として、地域の課題を収集して町に伝えたり、広報等の文書配布や回覧等により町からの連絡事項を各地区にお伝えいただくなど、行政と住民のパイプ役として重要な役割を果たしていただいております。

今後、行政手続のデジタル化が図られることで紙媒体が廃止され、各世帯への配布物も減少することが推測されます。

そうなれば、定期的な配布物は少なくなり、予算的にも郵便局や宅配業者への委託が可能になるものと考えますので、ご理解のうえ引き続きご協力をお願いいたします。

また、社会的弱者（高齢単身世帯等）に対する地域の見守り効果も期待できることであり、慎重に検討を進める必要もありますことを申し添えます。

「ごみ減量化推進委員や道路委員などの役目を自治会から切り離すことについて」

久賀地区におきましては自治会組織の役割分担により、ごみ減量化推進委員、道路委員を決めていただき、自治会内のごみの分別、減量化の推進、また、安全な道路通行・維持にご尽力をいただいております。あわせて、久賀総合支所に役員名簿のご報告をいただいております。

自治会内の役割につきましては、各自治会内で協議され決定されていると承知しておりますが、人口の減少、高齢化等により、その役割が負担となっている状況もあることは認識しております。

住民の皆様にとって自治会は、最も身近な生活上の諸問題の解決、生活環境の整備や安全、福祉などの向上に寄与し、住民のコミュニケーションの場であります。その役割分担につきましては、地元地域の皆様のご協力、ご理解の上に成り立っているものであり、地域の状況をよく把握しておられます地元の皆様にご協力をお願いできたらと思っております。

ご要望につきましては、各自治会において様々な状況もあろうかと存じますが、ご負担のない範囲で取り組んでいただき、今後の自治会運営にご協力をお願いいたします。

また、何かありましたら関係部署とも調整をいたしますので、総合支所にご相談ください。

3. 国道等の整備について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>① 国道、県道の早急な整備、補修（下水道工事後の補修が悪い。経年劣化他道路のくぼみ等）が必要だと考えます。</p> <p>② 下水道工事後の舗装について山下浜（棕野地区）の信号機を中心に東西100m位が特に路面が悪いので舗装しなおしてほしい。</p> <p>③ 国道の歩道や車道にまで草や木や枝が出て通行の邪魔になっています。特に土居坂がひどいです。国道に出ている雑木は土地の所有者のものですが、これを勝手に切れないものですか。</p> <p>学生が自転車通学している安下庄から久賀に帰ってくる道路にもひどい所があります。</p> <p>④ 海岸沿いの雑林、雑草を整備してほしい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名 : 下水道課、施設整備課</p> <p>① 下水道課より下水道関連についてご回答します。下水道工事後は掘削部や影響のあった部分を仮舗装で復旧しております。この埋戻し部分が沈下しなくなるまでに相当の時間を要するため、基本的には埋戻し後1年以上の期間を空けて、本舗装しております。また、本舗装の際は下水道で掘削した路線1車線程度の舗装全面を張り替えております。仮舗装中では沈下等によりくぼみや段差などが生じることがありますが、できる限り仮舗装による補修で対応してまいります。本舗装ができるまで時間がかかりますのでご理解をお願いします。</p> <p>② この範囲の舗装は、令和5年度中に本舗装を行う予定です。</p> <p>③ 国道や県道の歩道や車道の草や支障木の管理については県にて管理を行っております。町といたしましても今年度も県への重点要望として、国道・県道沿いの草刈り等の維持管理について要望しているところですが、引き続き県に対し要望してまいります。</p> <p>④ 国道・県道については③と同様になりますが、町の管理する道路については日頃のパトロールや荒天時後のパトロール等行い、支障があるものにつきましては危険性や緊急性を考慮し順次対応してまいります。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 大雨や台風等の防災について

要望・提言の内容	<p>今年梅雨明け宣言から全国各地で大雨が降り、河川が氾濫して甚大な被害がありました。日頃から道路、河川、ダム、砂防ダム等の点検や浚渫等（屋代川）をして、災害が発生しないようお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名 : 施設整備課</p> <p>山口県管理の河川、ダム等の点検や浚渫及び道路の保守整備等については、その適正管理について、引き続き県に対し要望してまいります。</p> <p>なお、県管轄の道路については、日常的にパトロールを行い、河川については、年に一回職員が点検を行い、屋代川については、河川監視員に委託を行い月2回の点検を行っており、砂防ダム等につきましても、数年ごとにコンサル等に委託し点検を行っているため県より伺っております。</p> <p>また、町管理のすべての河川及び道路の維持管理につきましては、日頃のパトロール等を実施し、危険箇所を発見した場合は危険性や緊急性などを考慮し順次対応している状況です。引き続き、適正な維持管理ができるよう努めてまいります。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. イノシシ対策について

要望・提言の内容	<p>繁殖力があり、天敵がない状態なので、補助金を出して柵をやっても押し曲げたり、もぐったり、飛び越えたりして侵入します。完全に駆逐しないと焼け石に水です。イノシシがマダニをまき散らすことも考えられるので対処をお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名　：　農林水産課</p> <p>町としても、イノシシによる被害が非常に深刻であることを受け止め、大島郡猟友会のご協力のもと実施しています「捕獲」と、鳥獣被害防止施設等整備事業で行っている「防御」を中心として被害防止に努めているところです。</p> <p>町民のみなさまにおかれましては、畑に果実の摘み残しや残飯を捨てないなど、イノシシに餌を与えない取り組みを行っていただく意識づくりが重要と思われるので、ご協力をお願いするところです。</p> <p>今後も「捕獲」と「防御」を引き続き実施していき、みなさまのご協力をいただきながら被害の抑制に努めてまいります。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言 (3/3)

3. 道路の整備・交通安全について

要望・提言の内容	<p>道路の停止線・横断歩道が消えて薄くなっているところが多いです。停止線があっても車は一旦停止せず、こちらの車の確認もせず、車がつき抜けていきます。事故が発生するかもしれません。警察に話をしましたが改善しておりません。役場の方から働きかけをお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名 : 総務課</p> <p>路面標示は、停止線や横断歩道等の交通規制を伴うものと、車道の幅を示す外側線や「学童注意」等の文字などの交通規制を伴わないものがあります。</p> <p>交通規制を伴う路面標示は、警察署を通じて山口県公安委員会で設置や引き直しを行っており、交通規制を伴わない路面標示は各道路管理者が対応しています。</p> <p>ご要望の路面標示の明瞭化につきましては、現状を確認したうえで山口県公安委員会または道路管理者へ要望してまいります。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. 道路の維持管理について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>通行に支障がある道路の草刈り、木の伐採を行ってほしい。 現状、高齢化及び人口減少で自治会のみでの維持管理は難しい。 自治会の負担が大きいため、小規模整備事業補助率を上げてほしい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名 : 施設整備課、総合支所</p> <p>町の管理する道路の草や支障木の管理については日頃のパトロール等行い、支障があるものにつきましては利用頻度や緊急性などを考慮し順次対応している状況です。引き続き適正な維持管理ができるよう努めてまいります。</p> <p>国道及び県道は、県土木事務所に連絡し、対応をお願いしておりますが、町道については、支障のある場所について町予算及び職員対応で維持管理しております。</p> <p>大雨や台風後は見回りも率先して行うようにはしておりますが、お気づきの点がございましたらご連絡いただけると幸いです。</p> <p>小規模施設整備事業の補助率の引き上げですが、補助対象のメニューは道路整備、下水路整備、水産共同利用施設整備、地域共同利用施設整備、地域環境整備など多岐にわたっており、緊急性や事業規模が大きいものについては本課と協議し、町が施工も行っております。</p> <p>なお、この事業における補助率の見直しにつきましては、地域に密着したこの制度が、将来にわたって安定的に継続的に実施できるようにするためにも、現在の基準を維持してまいりたいと考えております。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/4）

2. 空家について

要望・提言の内容	<p>今後空家は増加すると予測される。 管理改善に応じない管理者がいるため、行政代執行をできる仕組み、予算措置をしてほしい。</p>
回答	<p><回答>担当課名 : 空家定住対策課</p> <p>適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が施行されています。</p> <p>この法により「行政代執行」等を行うことはできますが、そこに至るまでに数多くの手続きを必要とします。</p> <p>町では、本年度中に、手続きを進めるための、「組織」「条例」等の整備を行う予定としています。</p> <p>しかしながら、空家は個人の財産であることから、町としては、所有者による適切な管理が第一と考えています。</p> <p>今後もこの考えに基づき、「助言」や「支援」を行っていきませんが、地域住民の生命、身体又は財産に危険が及ぶ場合には、法に基づいた処分や、それに伴う予算も検討しなければならないと考えています。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/4）

3. イノシシへの対策について

要望・提言の内容	<p>被害が増加しているため、今以上の対応を求める。</p> <p>防護柵の補助だけではなく、竹林、森林の整備を行い、生息地をなくす対策と駆除対策をお願いします。</p> <p>また、民家被害が増えてきており、昼間にも出没し、農作物だけでなく、子どもなどへの人的被害も危惧される。</p>
回答	<p><回答>担当課名　：　農林水産課</p> <p>町としては、駆除対策の根幹である捕獲従事者（猟友会員）数を確保するため、毎年募集をし、新規猟友会員には狩猟免許取得に係る経費、また、既猟友会員には免許更新に係る経費の一部を助成するなどの対策を講じています。</p> <p>今以上の対策については、なかなか難しく、今後も「捕獲」と「防御」の2つの柱を軸として、イノシシ被害の対策を実施していくことで、さらなる被害の防止に努めてまいります。</p> <p>また、農業の担い手の高齢化や後継者不足により、管理されていない畑や山が増え、竹が生い茂っている箇所が広がっていると思われます。荒れた土地は私有地であることがほとんどであり、町が整備することは難しいのが現状ですが、適正に管理されていない農地については、町農業委員会から土地所有者に対して指導等ができますので、町農業委員会までご連絡ください。</p> <p>また、広島県呉市市街地において登校中の女兒がイノシシとぶつかり転倒したとの新聞報道もあり、イノシシ被害について一段と憂慮される状況であると理解します。町としては「捕獲」と「防御」の対策を継続していくとともに、果実の摘み残しの除去などイノシシの餌場となる状況をなくす取り組みや、定期的な草刈りでイノシシが隠れる場所をなくす取り組みなど、みなさまにご協力いただき、生息場所の棲み分けにつながる効果的な手法等を模索しながら被害の防止に努めてまいりたいと考えます。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（4/4）

4. 自主防災組織について

要望・提言の内容	<p>台風、地震、津波が来たら立ち上げてないと対応できない。 講座、講習を受けると共に意見交換、情報共有の場を設けたい。 大島地区全体の協議会を開催してほしい。</p>
回答	<p><回答>担当課名　：　総務課</p> <p>自主防災組織は、自分たちの地域で自分たちができる防災活動を、行うために結成される重要な組織です。</p> <p>ご要望いただきました、町内の組織間の交流につきましては、他の組織の活動、問題点等を共有することにより、自主防災組織の活動の活性化に繋がるものと考えます。</p> <p>今後、そのような場を設けるよう前向きに考えてまいります。</p> <p>また、担当職員が地域に出向き、組織づくりや防災について説明を行うことや、立上げに向けての協力支援を行っています。</p> <p>自主防災組織に限らず防災全般でご不明な点がございましたら、お気軽に総務課 消防防災班へご連絡いただけたらと思います。</p> <p>併せて、住民を対象とした防災講演会や自主防災組織、自治会のリーダーを対象とした研修会等を定期的を開催するなどし、災害全般に対する防災意識の向上につなげてまいります。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 広報・回覧などの配送を民間事業者へ業務委託することについて

<p>要望・提言の内容</p>	<p>過疎化・高齢化が進む周防大島町では、行政連絡員や自治会長などのなり手不足が地域の喫緊の課題となっています。その大きな要因の一つとしては、毎月の煩雑な広報や回覧板の配布業務を自治会員が敬遠することにあると考えます。こうした背景を踏まえ、本来行政が担うべきこの業務を自治会活動から切り離し、郵便局や宅配業者といった日々配送を生業としている業者に委託することを提言します。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名　：　総務課</p> <p>行政連絡員は、周防大島町行政連絡員設置規定に基づき、地域住民の自治会組織との連携を密にし、町行政の民主的・効率的な運営を図るため、各自治会等において選任された方に町長が委嘱しているもので、久賀地区45行政区、大島地区109行政区、東和地区88行政区、橘地区52行政区の計294行政区で約8,000世帯への文書配布や回覧等をお願いしております。</p> <p>少子高齢化、人口減少が進む本町におきまして、行政連絡員の皆様には月1回の配布業務や臨時的な配布業務など、大変ご負担をお掛けしておりますが、行政連絡員は各行政区の代表として、地域の課題を収集して町に伝えたり、広報等の文書配布や回覧等により町からの連絡事項を各地区にお伝えいただくなど、行政と住民のパイプ役として重要な役割を果たしていただいております。</p> <p>今後、行政手続のデジタル化が図られることで紙媒体が廃止され、各世帯への配布物も減少することが推測されます。</p> <p>そうなれば、定期的な配布物は少なくなり、予算的にも郵便局や宅配業者への委託が可能になるものと考えますので、ご理解のうえ引き続きご協力をお願いいたします。</p> <p>また、社会的弱者（高齢単身世帯等）に対する地域の見守り効果も期待できるところであり、慎重に検討を進める必要もありますことを申し添えます。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言 (2/3)

2. 資源ゴミの回収ボックス設置について

要望・提言の内容	<p>橘地区では、コロナ禍及び買取価格の暴落などの影響により資源ゴミの回収が滞っているとのことで、家の中にたまって困っております。</p> <p>そこで、新聞・段ボール・雑誌等の古紙回収については、旧4町にそれぞれ1箇所ずつ常時回収する場所を設置してはいかがでしょうか？いつでも資源ゴミの回収が可能になれば、燃えるゴミに出すことなく日常の回収量も少なくなり、収集作業従事者の負担軽減につながる上、リサイクルで地球環境にも優しくなるのではないかと思います。町内で統一していただき、回収場所を設置していただくようお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名 : 生活衛生課</p> <p>古紙回収については、町内の社会福祉協議会等団体や民間事業者、自治会などが、リサイクルの理念に基づき実施しており、僅かではありますが団体等の財源にもなっています。各地域で様々な手法や形態で実施されていますが、古紙を出す場所が近くにないという地域格差があるのが現状です。</p> <p>また、受け皿となるようなものを構築することは、国をはじめ県・町の廃棄物処理方針にも沿うものですので、ご提言の内容について検討していきたいと考えております。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言 (3/3)

3. 主要道路の交通事故防止対策の強化について

<p>要 望 ・ 提 言 の 内 容</p>	<p>油良地区の国道は緩やかにカーブしていることから、見通しが悪いのにもかかわらず車のスピードが出ているので、横断する車両や歩行者は危険と隣り合わせです。これまで、追い越し禁止（黄色実線）や横断歩道の表示、制限速度の緩和などを要望し、まずは白の実線への変更や注意喚起の看板等で対応していきたい旨の回答をいただいておりますが、あまり進展がないようなので、再度ご検討されますよう要望します。</p> <p>また、国道以外についても、町道松田川線のように道路の白線が消えている状態で、道幅が分かりづらく安全性の観点から問題があるような箇所は、早急に白線の引き直しをしていただきますよう要望いたします。</p> <p>道路の改修や歩道橋の設置などに比べて、低予算かつ迅速に実施可能で、安全性向上に対する一定の効果があると思われまます。</p>
<p>回 答</p>	<p><回答>担当課名 : 施設整備課</p> <p>中央線や横断歩道など交通規制に関する表示については公安委員会の管轄ですので、町から公安委員会に要望してまいります。</p> <p>また、町道の路側帯につきましては、公共性や緊急性などを考慮し順次対応している状況です。引き続き、適正な維持管理ができるよう努めてまいります。</p>